

国家戦略特別区域法の一部を改正する法律案<予算関連法案>

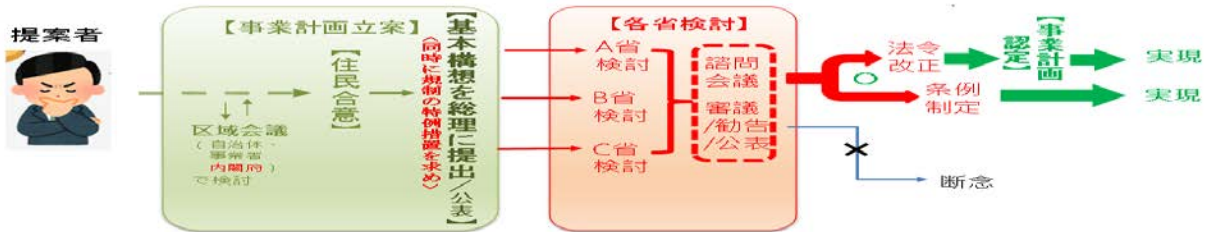
※第198回(H31)国会提出法案に盛り込まれていたもの((3)を除く)

1. 「スーパーシティ」構想の実現に向けた制度の整備

- 「スーパーシティ」とは、第四次産業革命における最先端の技術を活用し、未来の暮らしを先行実現する「まるごと未来都市」。規制改革を伴う複数分野のスマート化の取組を同時に暮らしに実装し、社会的課題の解決を図る生活実装実験を行う。



- (1) 「スーパーシティ」構想の実現に向け、複数の先端的サービス間でデータを収集・整理し提供するデータ連携基盤の整備事業を法定化し、事業の実施主体が、国や自治体等に対し、その保有するデータの提供を求めることができるようにする。
- (2) 複数の先端的サービス事業の実現に不可欠となる、複数分野の規制改革を同時かつ一体的に実現できるよう、特別な手続を整備する。
 - スーパーシティの事業計画を、住民その他の利害関係者の意向を踏まえつつ、案の段階で、必要な規制の特例措置の求めとともに、内閣総理大臣に提出することができ、その内容は、各省調整に先立ち公表される。
 - 内閣総理大臣は、各規制所管大臣に対し、特例措置の検討を要請。各規制所管大臣は、その可否について、必ず国家戦略特区諮問会議の意見を聞いた上で、遅滞なく通知・公表する。
 - 諮問会議は、必要に応じ、規制所管大臣に勧告を行うことができ、その内容は公表される。



- (3) 従来 of 法案に加え、その内容を強化する観点から、以下の内容を追加。
 - 各府省による協力を強化するため、「国による援助規定」を追加。府省間での具体的な協力プロセスを基本方針(閣議決定)に明記。
※援助規定の具体策として、データ連携基盤の整備のため、令和2年度に3億円の事業費を計上(予算関連)
 - 都市間の相互連携強化のため、接続仕様(API)をオープンにするルールを整備し、法令上義務化
 - 法施行後、3年後を目途に施策を見直す「検討規定」を追加。

2. 地域限定型 規制のサンドボックス制度の創設

※第196回(H30)国会提出法案から盛り込まれていたもの

- 自動車の自動運転、無人航空機(ドローン)、これらに関連する電波利用など、高度で革新的な近未来技術に関連する過去に類例のない実証実験を、より迅速かつ円滑に実現できるよう、関連4法(道路運送車両法、道路交通法、航空法、電波法)の一括許可等の仕組みを設ける。

3. 特区民泊における欠格事由(暴力団排除規定等)等の整備

※新規事項

- 特区民泊(旅館業法の特例)について、暴力団排除規定等の欠格事由を整備するとともに、都道府県知事による認定事業者に対する立入検査や業務改善命令等、及びそれらに違反した者等に対する罰則について規定する。